

東郷元帥記念公園 第19回協議会 議事要旨

1. 開会(区)
2. 挨拶(区:環境まちづくり部部長)
3. 会長の挨拶
4. 議事
 - (1) 前回協議会の議事要旨について(第18回協議会)
 - (2) 協議会での検討内容
 - (3) 東郷元帥記念公園 修正案の検討
 - (4) 今後のスケジュールについて
配布資料
 - ① 資料-1 次第
 - ② 資料-2 前回議事要旨(第18回)
 - ③ 資料-3 東郷元帥記念公園改修工事検討協議会(第19回)
5. その他(区)
6. 閉会(区)

<議事(東郷元帥記念公園 修正案の検討について)>**(1) 前回協議会の議事要旨について(事務局)**

- ・第18回協議会では公園改修案についてご理解頂き、以下の3項目について今回の検討課題となりました。
 - イ) 東郷坂からのバリアフリールートの経由点を変更することで、デッキを縮小することについてご賛同頂いた。
 - ロ) 植栽については、土壌汚染対策を踏まえた樹木の保全及び伐採の方針についてご理解を頂き、次回に樹木の植栽位置や樹種名を図面に記入します。
 - ハ) 安全・防災対策についても検討し、次回に提示します。

(2) 今回協議会での検討内容の説明(事務局)

- ・初めに、下段広場のデッキについては、東郷坂入口から下段広場に通じる傾斜路をなくし、デッキの縮小、緑地の拡大を図ります。車いすまたはベビーカーの動線は、東郷坂沿いのスロープからデッキを経由して下段広場へアクセスできるようにします。(第19回資料3、P5)
- ・なお、デッキの利用についてスケートボード対策としては、デッキの階段部に滑り止め等を設置することや騒音を発生する多様な遊びや飲食に対しては、安全パトロールを強化することでの対応を検討しています。
- ・土壌汚染対策を踏まえた樹木の保全、新規の植栽について平面図に位置及び樹種名を記入しています。土壌汚染が残る区域には、維持管理上、新規に高木植栽は行いません。(第19回資料3、P6)
- ・防災について大型車両の出入口は、応急給水施設のある下段広場の番町学園通り側に1所、管理車両の出入口については、各段の広場に3か所設けています。車両動線及び歩行者動線について平面図に示しています。(第19回資料3、P7)
- ・安全の確保について境界部の柵及び階段・スロープの手すり、転落防止策の配置について、平

面図に示しています。道路に接する境界部の構造については、見通しの確保と車道への飛び出し防止を図ります。(第 19 回資料 3、P8)

(3) 東郷元帥記念公園 修正案の検討

◆会長

- ・補足説明として第 19 回資料 3、P3 の左に示しています公園改修のコンセプトに基づき第 18 回までの議論を踏まえて今回の修正案を提示しています。斜面緑地については、現状の使い方を尊重します。
- ・デッキについては、様々な利用に対応する空間となっていますので、使い分けについて地域の取り組みが求められます。単に、行動を禁止するのではなく、都心の公園としてモデルとなる使い方の工夫を考えて欲しいです。
- ・デッキを含む下段広場のイメージについて、模型で確認し、意見を下さい。

◆委員

- ・デッキの下部となる旧プールの底の取り扱いと植栽について
(事務局) プール底版のコンクリートは、設計図上 20cm となっていました、コア抜きをした結果、50cm 程度の厚さがあること、土壌汚染区域に重なることから撤去せずに残置することとしています。このためデッキ部には、高木植栽を行いません。

◆委員

- ・土壌汚染区域には、高木植栽を行わないとのことであるが、根の浅い灌木等はどうか。
(事務局) 土壌汚染区域には、根が深くなる高木植栽は行いませんが低木や地被植栽は、置換えした良質土内での管理となり植栽可能と考えています。(表層部分を良質土で置換えても将来にわたって汚染区域に指定されたままとなりますので高木を植栽すると根回りの土が汚染土となり、倒木や伐採した場合、汚染土が露出する可能性があるため。)

◆委員

- ・健康遊具の配置はどうか。
(事務局) 中段広場がメインの配置となりますが、下段広場にも配置します。

◆委員

- ・水飲みの配置とその構造はどうか。自動水栓となるのか。
(事務局) 水飲みは、上段広場の子ども池の手前、下段広場の小学校側の花壇周り、トイレ(大)周りの 3 か所に配置します。水栓は、故障を考慮し、自動水栓とはしていません。

◆委員

- ・斜面緑地の中に立ち入りは、可能か。
(事務局) 斜面緑地の中に立ち入ることは可能です。含有量の土壌汚染対策区画は、厚さ 50cm の砕石による封込めと地被植栽を行っているのでそれ以外の区域と新規の法面(芝生植栽)は可能です。

◆委員

- ・樹木名をみると北側の宅地沿いにケヤキがあるが、落ち葉の清掃や維持管理上問題ないのか。
(事務局) 北側宅地沿いのケヤキは、現況樹木を保全しており、新規に植栽していません。東郷坂沿いには、公園からの防音等に配慮してほうき状のケヤキを植栽します。
(委員) 東郷公園の樹木に対して、周辺住民からクレームが少ないことは、緑に対して理解があると考えられます。

◆会長

- ・東郷坂沿いの擁壁は、上部をカットし、見通しが確保されます。
- ・公園改修の見直し方針について、委員の皆さまから意見を伺いました。今回の協議会案にて了解を頂きましたので修正設計を行い、工事の再開につなげたいと思います。

(4) 今後のスケジュールについて (事務局)

- ・本日の公園改修の方針にて修正設計を行います。その後、工事の変更契約を経て、工事を再開します。下段広場の工事から行き、来年の連休明けに開放を予定しています。
- ・ただし、修正設計にて工事工程の詳細検討を行いますので、次回の協議会にて改めて報告させて頂きます。

◆会長

- ・次回の協議会の開催にあたり、事前に工事現場を視察してから協議してはどうか。
(事務局) 次回の協議会は、九段小学校を予定し、工事現場を視察した後、開催することとします。開催日時と開催方法は、会長と相談して決定します。
- ・その他、意見はありますか。

◆学識者

- ・東郷坂沿いの植栽帯には、ケヤキやサクラの植栽が予定されていますが、幅員が十分ではないため、スロープ部の舗装下部に根が張れるように植栽基盤を整えたほうが良いです。
(会長) 東郷坂沿いの植栽帯は、街路樹と同様の構造であり、十分に生育できるよう検討して下さい。
- ・また、将来的に公園の管理は、千代田区だけではなく、地域の方々、例えばPTAや町会等が自らできることを検討してもらいたいと思います。

◆委員

- ・東郷坂の街路灯について、拡幅後撤去された後、暗いままとなっています。
(会長) 工事期間が長くなるので、工事中も安全に配慮して欲しい。また、公園内の照明はどうか。
(事務局) 公園内の照明は、防犯の基準のとおり照度を確保しています。また、階段やスロープ沿いには、足元灯を設置し、明るさを確保しています。
- ・東郷坂の街灯については、確認します。

◆委員

- ・公園内の四阿の配置は、どのようになっているか。急な雨に対して雨宿りができるようにして欲しい。
(事務局) デッキの中に屋根付きのシェルターを設けています。当初より大きくしています。

◆会長

- ・追加の意見についても修正設計で配慮して下さい。他に、ご意見がなければ、閉会とします。

以 上